【市民税・府民税　特別徴収税額の決定通知書の見方】

【所得】
　所得の金額は、その年中の収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。給与所得者については、必要経費に代わるものとして、所得税法別表第五に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。
　主たる給与以外の所得があれば、その合計が「その他の所得計」に表示され、右側の「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所に＊印があります。
　総所得金額①は、給与所得とその他の所得計を加算したものを記載しています。

【課税所得】
税額算出の基となる額です。

「総所得③」は、「総所得金額①」から「所得控除合計②」を差し引いた額を表示しています。

【納付額】
給与から特別徴収される月割額となります。

【所得控除】
所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示
医療費	医療費控除額を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示
障・寡・勤	障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除額を表示
配偶者	配偶者控除額を表示
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
扶養	扶養控除額を表示
基礎	基礎控除額を表示

※控除額の算出方法については、通知書の裏面に記載しています。

人的控除の内訳を記載しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	未成年者	未成年者の場合「*」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	特障	特別障害者の場合「*」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「*」を表示
同老	同居老人扶養親族の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「*」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	特寡	特別寡婦の場合「*」を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族人数を表示 ※1	寡夫	寡夫の場合「*」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「*」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示 ※2		
特障	特別障害者の人数を表示 ※2		
他障	普通障害者の人数を表示 ※2		

※1　扶養控除は適用されません。
※2　障害者控除は扶養親族が16歳未満の扶養親族である場合においても適用されます。

繰越損失	繰越控除がある場合「*」を表示

平成　年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得		
	給与収入	
	給与所得	
	その他の所得計	

ウ 主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時

総所得金額①

所得控除			
	雑損		障・寡・勤
	医療費		配偶者
	社会保険料		配偶者特別
	小規模企業共済		扶養
	生命保険		基礎
	地震保険料		所得控除合計②

(適要)

課税所得	
総所得③	
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当	
先物取引	

扶養親族該当区分								本人該当区分								繰越損失
控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	

税額		
市民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額	
	均等割額	
府民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額	
	均等割額	
特別徴収税額⑧		
控除不足額		
既充当額⑩		
既納付額⑪		
差引納付額(⑧-⑪-⑨,⑩)		
変更前税額		
増減額(⑧-⑫)		
変更月	月	

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

納付額												
	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先　門真市役所　課税課　　電話　06-6902-1231(大代表)・072-885-1231(代表
06-6902-5898(直通)